

# 有馬富士区 会則

有馬富士区会則

有馬富士区細則

有馬富士区委員会運営細則

有馬富士区集会所管理運営細則

有馬富士区

令和5年4月一部改定

# 目 次

## 会 則

第 1 章	総 則	
第 1 条	名称	1
第 2 条	目的	1
第 3 条	事業	1
第 4 条	区域	1
第 5 条	事務所の所在地	1
第 2 章	会 員	
第 6 条	会員及び賛助会員	1
第 7 条	会費	2
第 8 条	入会	2
第 9 条	退会等	2
第 3 章	役 員	
第 10 条	役員	2
第 11 条	役員を選出	3
第 12 条	役員の任務	3
第 13 条	役員の任期	3
第 14 条	役員等の守秘義務	3
第 15 条	役員報酬	4
第 4 章	総 会	
第 16 条	総会の種別	4
第 17 条	総会の構成	4
第 18 条	総会の権能	4
第 19 条	総会の開催	4
第 20 条	総会の招集	4
第 21 条	総会の議長	5
第 22 条	総会の定足数	5
第 23 条	総会の議決	5
第 24 条	会員の表決権	5
第 25 条	総会の書面表決等	5
第 26 条	総会の議事録	5

第 5 章	役員会	
第 27 条	役員会の構成	6
第 28 条	役員会の権能	6
第 29 条	役員会の招集等	6
第 30 条	役員会の議長	6
第 31 条	役員会の定足数等	6
第 6 章	資産及び会計	
第 32 条	資産の構成	6
第 33 条	資産の管理	7
第 34 条	資産の処分	7
第 35 条	経費の支弁	7
第 36 条	事業計画及び予算	7
第 37 条	事業報告及び決算	7
第 38 条	会計年度	7
第 7 章	会則の変更及び解散	
第 39 条	会則の変更	8
第 40 条	解散	8
第 41 条	残余財産の処分	8
第 8 章	雑則	
第 42 条	備付け帳簿及び書類	8
第 43 条	委員会の設置	8
第 44 条	委任	9
附 則		9

# 細 則

第 1 章	総 則	
第 1 条	細則の制定	10
第 1 条の 2	「会員」の読み替え運用規定	10
第 1 条の 3	1 年未満の居住者の資格	10
第 1 条の 4	地区協定運営委員会	10
第 1 条の 5	他の団体との関連	10
第 1 条の 6	有馬富士区役員選出の免除	10
第 2 条	収入・支出の意義	10
第 3 条	会計の原則	10
第 2 章	会 計 区 分	
第 4 条	会計年度	11
第 5 条	経費の支弁	11
第 6 条	一般会計と特別会計	11
第 3 章	会 計 処 理	
第 7 条	会計帳簿・報告書	12
第 8 条	証拠書類	12
第 9 条	勘定科目	12
第 4 章	決 算	
第 10 条	決算報告書	12
第 11 条	書類の保存期間	12
第 12 条	余剰金の取り扱い	12
第 5 章	雑 則	
第 13 条	その他	13
第 14 条	細則の改廃	13
第 16 条	勘定科目別収支金額	13
	（ 収入 ）	13
	（ 支出 ）	13
第 16 条の 2	会費	13
第 6 章	補 足 事 項	
第 17 条	土木工事に関する迷惑料	14
	附 則	14

## 有馬富士区委員会運営細則

第 1 条	委員会の設置および目的	15
第 2 条	委員会の期限	15
第 3 条	委員の選任と任期	15
第 4 条	委員会の構成	15
第 5 条	区長の報告義務	15
第 6 条	委員会の任務	16
第 7 条	権限の委譲	16
第 8 条	委員会の招集	16
第 9 条	会議の成立	16
第 10 条	答申書の取り扱い	16
第 11 条	会議の公開並びに 傍聴者の取り扱い	16
第 12 条	出席説明及び 資料提出の要求	17
第 13 条	委員会に対する区役員会の役割	17
第 14 条	経費の取り扱い	17
第 15 条	会計処理	17
第 16 条	疑義の取り扱い	17
第 17 条	細則の改廃	17
附 則		17

# 有馬富士区集会所管理運営細則

第 1 条	趣旨	18
第 2 条	利用目的	18
第 3 条	名称及び位置	18
第 4 条	集会所管理運営	18
第 5 条	集会所管理運営経費	18
第 6 条	使用者の範囲	18
第 7 条	使用の承認	18
第 8 条	使用の承認の取消等	19
第 9 条	使用時間及び期間の制限	19
第 10 条	使用料	20
第 11 条	使用者の義務	20
第 12 条	使用簿への記入と整理	20
第 13 条	集会所管理運営細則の改廃	20
附 則		21
使用料別表		22

# 有馬富士区会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、有馬富士区と称する。

(目的)

第2条 本会は、友愛と奉仕と協力の精神のもとに、会員相互の親睦をはかり、明るい生活環境の維持向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 一 会員の親睦に関すること
- 二 環境衛生・社会教育・体育文化・防犯・防災等の自治に関すること
- 三 その他目的達成に必要なこと

(区域)

第4条 本会の区域は、三田市尼寺381番、382番、383番、384番、402番、882番、888番、889番、891番、892番、893番、895番、1097番地1の区域とする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所は、兵庫県三田市尼寺1097番地1に置く。

## 第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第6条 本会は、第4条の規定に定める区域内に住所を有する個人が全て会員になることができる。

2 本会は、第4条の規定に定める区域内に住所を有する個人の加入は、正当な理由なくして拒むことはできない。

3 第4条の規定に定める区域内に所在する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会で議決された本会細則に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を区長に提出しなければならない。

(退会等)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 一 本会則第4条の規定に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - 二 本人より退会届が区長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
- 3 退会した者は、納入した会費その他の抛出金品の払い戻しを受けることができない

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会には次の役員を置く。

- 一 区長 1名
  - 二 副区長 1名
  - 三 会計 1名
  - 四 幹事 若干名
- 2 本会には次の特別職を置く。
- 一 顧問 若干名
  - 二 監査役 2名



(役員を選出)

- 第11条 前条の役員については総会において会員（賛助会員は除く）の中から選出するものとする。
- 2 区長と副区長、会計及び幹事は、役員の互選により選出するものとする。
  - 3 顧問及び監査役は、役員会にて会員の中から選出するものとする。
  - 4 監査役は区長、副区長、会計、幹事及び顧問を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

- 第12条 区長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副区長は、区長を補佐し、書記を行うものとする。区長に事故があるとき又は欠けたときは、区長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の会計業務を行う。
  - 4 幹事は、区長の命を受けて会務を分担し、環境衛生・社会教育・体育文化・防犯・防災等の業務を行うとともに、加盟及び共同活動を行う団体の委員としての業務を行うものとする。
  - 5 監査役は、次の職務を行う。
    - 一 本会の会計及び資産の状況を監査すること
    - 二 本会の業務執行の状況を監査すること
    - 三 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは総会に報告すること
    - 四 前号の報告をするため必要のあるときは、総会の招集を区長に請求すること
  - 6 顧問は、区長もしくは役員会の要請がある場合、その役員会を援助する。

(役員の仕事)

- 第13条 役員の仕事は、会計年度と同一とする。
- 2 補欠または増員のために選出された者の仕事は、他の役員の仕事期間と同一とする。

(役員等の守秘義務)

- 第14条 役員等は、任期中はもちろんその職を退いた後といえども会務上知り得たすべての事項、情報を役員会の許可なく開示、漏えい、もしくは自ら

使用してはならない。

- 2 前項に違反した者があった場合、区長は役員会の決定にもとづき必要な措置を講ずることができる。

(役員報酬)

第15条 役員は無報酬とする。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会はこの会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 区長が必要と認めたとき

二 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

三 第12条第5項第4号の規定により監査役から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、会員の3分の2以上の出席が無ければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第24条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審査事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第27条 役員会は、顧問及び監査役を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第28条 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第29条 役員会は区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、原則として、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに連絡しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこの限りではない。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第31条 役員会には、第22条、第23条、第25条、及び第26条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費

- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる果実
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

(資産の処分)

第34条 本会の資産で第32条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。  
2 前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録書等として作成し、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第39条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、三田市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 この会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- 一 会則
- 二 会員名簿
- 三 役員名簿
- 四 認可及び登記等に関する書類
- 五 総会及び役員会の議事録
- 六 収支に関する帳簿及び証拠書類
- 七 財産目録その他の資産の状況を示す書類
- 八 その他必要な帳簿及び書類

2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障の無い限り、閲覧することができる。

(委員会の設置)

第43条 本会は区長がこれを必要と認めた場合は委員会を設置することが

できる。

- 2 委員会を設置した時は、区長はその目的を併記して総会員に通知しなければならない。

(委任)

- 第44条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が定める。

## 附 則

- 1 この本会会則は昭和49年7月10日から施行する。
- 2 昭和53年7月1日 一部改正する。
- 3 昭和57年6月27日 一部改正
- 4 昭和58年3月27日 一部改正(会費500円を1,000円に改正)
- 5 昭和62年4月5日 一部改正(準会員制度制定)
- 6 平成2年4月1日 一部改正(準会員制度制定)
- 7 平成6年6月27日 一部改正(短期居住者の取扱い)
- 8 平成14年3月31日 一部改正(地区協定委員会設立)
- 9 平成17年3月27日 一部改正(守秘義務の追加)
- 10 平成17年3月27日 一部改正(入会手続きの追加)
- 11 平成20年度に法人化のために改正するこの会則は、法人設立認可の日から施行する。
- 12 本会の法人設立初年度の事業計画及び予算は、本会則第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 13 本会の法人設立初年度の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成21年3月31日までとする。
- 14 平成21年4月1日 一部改正(自治法改正による改正)
- 15 令和5年4月1日 一部改正(準会員制度及び区会入会金の廃止)

# 有馬富士区細則

## 第 1 章 総 則

(細則の制定)

第 1 条 この細則は、有馬富士区会則（以下本会会則という）第 6、第 7、及び第 8 条に基づいて、本会会則の細則に関して定める。

(「会員」の読み替え運用規定)

第 1 条の 2 本会会則に定める「会員」の規定の運用にあたっては、本会会則に定める規定にかかわらず、有馬富士区における過去の沿革や運営実態に鑑み当分の間、従前のおり「一世帯一会員」の意味に読み替えて適用するものとする。

(1 年未満の居住者の資格)

第 1 条の 3 会員が短期間不在となり、その間、会員の住居に、会員以外の者を住まわせる場合に、区長に当該会員からその旨の届出と当該居住者から入会の申し込みがある場合には、区長は、役員会の承認を得て、正会員とすることができる。

(地区協定運営委員会)

第 1 条の 4 削除

(他の団体との関連)

第 1 条の 5 本会は同じ目的を持つ他の団体に加盟し共同活動を行うことができる。ただし、これに加盟もしくは脱退するときは、総会の承認を要する。

(有馬富士区役員選出の免除)

第 1 条の 6 第 1 条の 2 に定める世帯を代表する会員（以下「会員」という）は、事項の各号のいずれかに該当するときは、有馬富士区会則第 11 条に定める役員に選出されることを免れることができる。役員選出の免除を希望される者は、役員選出該当年度の前年の 12 月初旬に、あらかじめ別に定める有馬富士区役員選出免除申請書を、区長に提出しなければならない。

ただし、真にやむを得ない事情で提出が遅れた場合にはこの限りではない。区長はこの免除申請を受けた場合には、速やかに役員会に諮り、承認の諾否を決め、その旨を当該申請者に通知するとともに、欠員を含めて時期役員選出該当者にも通知しなければならない。



## 2 役員選出の免除の理由となる事項

- 一 会員が長期に委員会などの役を務めているので、役員任務の遂行が困難である。
- 二 会員が満75歳に達し、かつ同居の家族に会員に代わる代理者も無く、役員任務の遂行が困難である。
- 三 会員が病気または怪我により、かつ同居の家族に会員に代わる代理者も無く、役員任務の遂行が困難である。
- 四 会員が単身赴任し、かつ同居の家族に会員に代わる代理者も無く、役員任務の遂行が困難である。
- 五 会員が親族等の介護をし、かつ同居の家族に会員に代わる代理者も無く、役員任務の遂行が困難である。
- 六 会員がその他の理由により、かつ同居の家族に会員に代わる代理者も無く、役員任務の遂行が困難である。

### (収入・支出の意義)

第2条 収入とは一会計年度に定めた会費・寄付金等の収入をいう。

2 支出とは一会計年度に要した一切の支出をいう。

### (会計の原則)

第3条 会の財政は常に良好な状態で管理し運用しなければならない。

## 第 2 章 会計区分

### (会計年度)

第4条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、引継ぎの関係で3月25日に終わり、3月26日から3月31日の期間は翌年度に繰り越すことができる。

### (経費の支弁)

第5条 各会計年度における経費はその年度の収入をもって支弁する事を原則とする。

### (一般会計と特別会計)

第6条 この会計は一般会計と特別会計に分ける。特別会計は本会が特定の事業等を行う場合、特定の収入をもって特定の支出にあて、一般収入及び支出と区分して経理する場合に限り、役員会の決定で設け全会員に通知する。

### 第 3 章 会計処理

(会計帳簿・報告書)

第7条 本会会則第42条第1項第6号に定める収支に関する帳簿及び証拠書類は次のとおりとする。

- 一 会費徴収簿は会員保管用及び役員保管用の2種類とする
- 二 帳簿は現金出納簿・預金通帳及び会費徴収台帳とする
- 三 報告書は収支決算書・残高表とする

(証拠書類)

第8条 証拠書類は支出先の正規の領収書を原則とする。ただし、寄付・賛助金及び弔慰金はこの限りでない。

(勘定科目)

第9条 勘定科目は次のとおりとする。

- 一 収 入 : 会費・賛助金・寄付金・預金利息・雑収入・預り金
- 二 支 出 : 活動費(役員及び委員会活動費・会議費・渉外費・交際費・旅費等)・事務費(事務用品・通信費等)・行事費・賛助金(寄付金・分担金等)・弔慰金・積立金・その他役員会において必要と認めたもの。

### 第 4 章 決 算

(決算報告書)

第10条 削除

(書類の保存期間)

第11条 決算書類・現金出納簿は3年間保存とし、その他の書類・帳簿類は重要度に応じて当該会計年度の役員会が保存期間を決定し保存する。

(余剰金の取り扱い)

第12条 毎会計年度の収支決算における余剰金は翌年度の収入に繰り入れる。

## 第 5 章 雑 則

(その他)

第 13 条 この細則で疑義が生じたときは、役員会で決める。

(細則の改廃)

第 14 条 この細則の改廃は本会会則第 39 条の前段を準用する。

(実施日)

第 15 条 削除

(勘定科目別収支金額)

第 16 条 第 9 条に定めた勘定科目のそれぞれの金額は次のとおりとする。

### 一 収 入

1 入会金 削除

2 会 費

細則第 16 条の 2 による

3 賛助金

1) ～ 3) 建築迷惑料 削除

4) 有馬富士区集会所使用料

使用料については集会所管理運営細則使用料別表による

### 二 支 出

1 弔慰金

会員及び同居の家族が死亡した場合 10,000 円、区関係者が死亡した場合は原則として 5,000 円とし役員会にて決定する

2 その他の勘定科目

実費支弁とする。

3 その他の支出について

以上に該当しない場合、その他必要に応じて役員会にて勘定科目及び金額を決定し会員に報告する

(会費)

第 16 条の 2 本会会則第 7 条及び細則第 16 条第一号収入 2 の会費は次のとおりとする。

一 本会の会費は一世帯あたり月額 1,000 円とし、役員は必要があるときは総会に諮って会費を改正することが出来る

二 本会の目的達成のため必要あるときは総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる

## 第 6 章 補足事項

(土木工事に関する迷惑料)

### 第 17 条 削除

(有馬富士区集会所使用料)

### 第 18 条 削除

#### 附 則

- |  | 制 定                                 |
|--|-------------------------------------|
| 1. 昭和 55 年 7 月 1 日                         |                                     |
| 2. 昭和 57 年 6 月 27 日                        | 一部改正 (会計年度改正)                       |
| 3. 昭和 58 年 3 月 27 日                        | 一部改正 (積立金追加)                        |
| 4. 昭和 58 年 3 月 27 日                        | 一部改正 (入会金改正)                        |
| 5. 昭和 58 年 3 月 27 日                        | 一部改正 (迷惑料改正)                        |
| 6. 昭和 62 年 4 月 5 日                         | 一部改正                                |
| 7. 昭和 63 年 4 月 3 日                         | 一部改正                                |
| 8. 平成 元年 10 月 1 日                          | 一部改正                                |
| 9. 平成 5 年 3 月 28 日                         | 一部改正                                |
| 10. 平成 6 年 3 月 27 日                        | 一部改正 (慶弔費のうち慶事見舞金を削除)               |
| 11. 平成 6 年 6 月 27 日                        | 一部改正 (集会所使用料改定)                     |
| 12. 平成 7 年 3 月 26 日                        | 一部改正 (天災地変等工事迷惑料無料)                 |
| 13. 平成 17 年 3 月 27 日                       | 一部改正 (文言改正)                         |
| 14. 平成 19 年 11 月 1 日                       | 一部改正 (入会金変更)                        |
| 15. 平成 20 年度に改正する部分の細則は、有馬富士区法人認可の日から施行する。 |                                     |
| 16. 平成 23 年 10 月 31 日                      | 一部改正 (役員選出免除追加)                     |
| 17. 平成 23 年 10 月 31 日                      | 一部改正 (勘定科目預り金追加)                    |
| 18. 平成 26 年 3 月 31 日                       | 一部改正 (地区協定運営委員会削除)                  |
| 19. 平成 28 年 2 月 16 日                       | 入会金変更を記載                            |
|  | 平成 25 年 1 月以降の入会金の取り扱い変更が記載されていないため |
| 20. 令和 3 年 3 月 31 日                        | 一部改正 (迷惑料削除)                        |
| 21. 令和 5 年 4 月 1 日                         | 一部改正 (区会入会金削除)                      |

## 有馬富士区委員会運営細則

### (委員会の設置及び目的)

- 第1条 区長は必要があると認めた場合に、諮問事項を定め会則43条の規定に基づき委員会を設置することが出来る。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員の3分の1以上の要求があれば区長は委員会を設置しなければならない。
- 3 委員会はその諮問事項について審議し、その目的達成のため努めなければならない。

### (委員会の期限)

- 第2条 委員会の期限は原則として、設置時における区役員の期間を超えることはできない。但し、区長が必要と認めた場合、区役員会にはかり期限を延長することができる。

### (委員の選任と任期)

- 第3条 委員の選任は区役員を除く会員の中から、全会員の互選による。
- 2 選任された委員の任期は、原則として選任時における区役員の任期を越えることはできない。
- 3 第2条により委員会の期限が延長された場合、全会員の承諾を得てその任期を延長することができる。又、区長は区役員会にはかり新たに全会員の互選により委員を選任することができる。この場合委員の再任は妨げない。
- 4 選任された委員が任期中に事故があった場合、又は欠けた場合、委員会が目的達成のため必要と認めた場合、区長は区役員会にはかり全会員から互選により補充することとする。

### (委員会の構成)

- 第4条 委員の定数は若干名とする。
- 2 委員会には委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長、副委員長は委員の互選による。

### (区長の報告義務)

- 第5条 区長は前1条・2条・3条・4条について区役員会にはかり、これを全会員に報告しなければならない。

### (委員会の任務)

第6条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長は諮問事項について答申書を作成し、全委員の連署捺印の上区長に提出するとともに、全会員にも報告しなければならない
- 3 副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は欠けた場合には任務を代行しなければならない。
- 4 委員は委員長及び副委員長とともに答申書の作成、その目的達成のため協力しなければならない。
- 5 委員会は区長への答申、又はその目的が達成され会員に報告が終了した時点で委員会は解散する。

(権限の委譲)

第7条 区長は諮問事項の内容を審議しその目的達成の為に有利と判断した場合、総会にはかり権限を委員会に委譲することができる。

- 2 委員会は権限を委譲された事項についてその目的を達成するために努力しなければならない。
- 3 委員長は年度総会、又は必要に応じて活動報告を全会員に報告しなければならない。ただし、この場合前第6条2項は適用しない。

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が招集する。但し、第1回目は区長が招集する。

(会議の成立)

第9条 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

- 2 委任状による出席はこれを認めない。

(答申書の取り扱い)

第10条 答申書には委員会の合意事項、並びに少数意見も明記しなければならない。

- 2 区長は答申内容について役員会において十分審議し、その結果を総会に提出しなければならない。

(会議の公開並びに傍聴者の取り扱い)

第11条 委員会の会議は、原則として公開とし、会員が傍聴を希望する場合委員会に届け出て出席委員の過半数以上の了解のもとに会議を傍聴することができる。

- 2 委員長は必要あると認めた時、出席委員の過半数以上の了解のもとに会議を非公開とすることができる。

3 傍聴者の発言はこれを認めない。

(出席説明及び資料提出の要求)

第12条 委員会は諮問事項に関する審議・調査・研究の為関係者に説明または、資料の提出を求めることができる。

2 会員又は関係者は出席を求められた場合、委員会に協力をしなければならない。

(委員会に対する区役員会の役割)

第13条 区役員会は委員会の目的達成の為協力しなければならない。

(経費の取扱い)

第14条 委員会の目的達成の為必要経費は、区役員会承認の上、区会計より支弁されるものとする。

2 委員会の経費は支弁された繰入金で支出し、毎会計年度末に決算報告書にて会計監査の監査報告を付して、総会で報告し承認を得なければならない。

(会計処理)

第15条 区細則を準用する。

(疑義の取扱い)

第16条 この細則に疑義が生じた場合は、別途協議の上定める。

(細則の改廃)

第17条 委員会運営細則の改廃は、区会則第39条前段を準用する。

附 則

1	昭和59年 3月19日	実施日
2	昭和59年 4月 1日	一部改正
3	昭和62年 4月 1日	一部改正
4	昭和63年 4月 1日	一部改正
5	平成17年 3月27日	一部改正 (文言改訂)
6	平成20年度に改正する部分の細則は、有馬富士区の法人認可の日から施工する。	

## 有馬富士区集会所管理運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、有馬富士区集会所（以下「集会所」という。）の使用及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 集会所は、会員相互の親睦を図るとともに、会員の福利厚生、文化的教養の向上を図ることを目的とする。

(名称及び位置等)

第3条 集会所の名称及び位置は、つぎのとおりとする。

- 一 名称は有馬富士区集会所とする
- 二 位置は兵庫県三田市尼寺1097番地1とする

(集会所管理運営)

第4条 集会所の管理及び運営は区の役員会で実施し、その管理責任者は有馬富士区長（以下「管理責任者」という。）とする。

(集会所管理運営経費)

第5条 集会所管理運営経費の会計は特別会計とし、自治会費、寄付金、各種助成金、積立金、集会所建設臨時会費の残額及び集会所使用料などの収入をもってこれに充てる。

(使用者の範囲)

第6条 集会所を使用できる者は、原則として、有馬富士区会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、会員の多数の公共性、公益性の利便に寄与する場合及び冠婚葬祭等、その性格上会員以外のものの参加が必要な場合並びに、その他管理責任者が必要と認めた場合には、会員以外の者も使用することができるものとする。

(使用の承認)

第7条 区の総会、役員会、水道組合、各種委員会、自主防災会、年輪の会、子ども会及び、そのた区の開催する事業に使用する場合並びに、その他公的な機関で認められた団体や区長が特に認める団体が行う公共性のある事業を実施する場合には、使用申込書の提出を省略することができるものとするが、口頭等により管理責任者に使用の承認を得なければならない。



- 2 前項の目的以外に使用する場合には、使用する者は、成人の会員の使用責任者を定め、別に定める使用申込書に所定の事項を記載して、使用の前日までに管理責任者に申込書を提出し、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、管理責任者が使用申込書の提出の遅延もしくは省略などに理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- 3 管理責任者は、前項の使用申込書が提出された場合には、その使用目的、参加者の会員・非会員及び人数等の適否を判断し、使用責任者に、別に定める使用承認書を、原則として申し込み順に交付するものとする。ただし、使用の申し込みが同じ日に重複した場合には、その優先順位は、区に関する使用、公共に関する使用、一般の申込の順に承認するものとする。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(使用の承認の取消等)

第8条 管理責任者は、集会所の使用が、次の各号の何れかに該当すると認めるときには、使用前又は使用中に使用の不承認もしくは承認を取消し、集会所の使用を禁止もしくは中止することができる。

- 一 粗暴な行為、危険物持込など、公の秩序を乱す恐れがあると認められるとき
- 二 施設、設備、備品類等をき損し、もしくは滅失する恐れがあると認められるとき
- 三 近隣住民に迷惑をかける行為をする恐れがあると認められるとき
- 四 前条の使用申込書の目的を許可なく変更し、又は、使用目的の権利を譲渡もしくは転貸したと認められるとき
- 五 管理責任者の許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示と掲示方法又は配布をするとき
- 六 管理責任者の許可を受けないで、営利を目的とする物品の販売や勧誘などの行為をするとき
- 七 集会所の使用規則に違反し、又は、規則に掲げる行為の禁止の指示に従わず、管理上支障があり、不相当と認められるとき

(使用時間及び期間の制限)

第9条 第7条による集会所の使用時間は、葬祭など特別の場合を除いて、原則として午前9時から午後10時までとする。また使用期間は、いずれの場合も、原則として、引続き3日を越えることはできない。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(使用料)

第10条 使用料は、別に定める表のとおりとする。ただし管理責任者が役員会に諮り、公共性等があるなどの特別の理由があると認める場合には、減額もしくは免除することができる。

2 集会所の使用の承認を受けた使用責任者は、原則として前項の使用料を前納しなければならない。ただし、管理責任者が特別の理由があると認めた場合には、この限りではない。

(使用者の義務)

第11条 集会所を使用するものは、次の各号に定める事項を遵守し、常に善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

- 一 施設維持管理上、スポーツは原則として禁止する
- 二 使用申込書の使用目的と使用人数を守ること
- 三 集会所の電気、ガス、水道等の節約につとめるとともに、火災や盗難等の事故防止につとめること
- 四 印刷物・ポスターの類の掲示は、管理責任者の許可を受け、原則として所定の掲示用具に掲示しなければならない。所定の掲示用具以外へのセロテープ・押しピン・くぎ類などの使用は禁止する
- 五 集会所内は禁煙とする
- 六 所定の場所以外や、所定の器具以外での火気の使用は禁止する
- 七 集会所の使用終了後、「有馬富士区集会所使用後点検表」にて所定の点検を行い、清掃・ゴミの持帰りを励行すること
- 八 故意または過失により集会所の施設、設備、備品類を、き損または滅失した場合には、必ず管理責任者や役員に届け出て、役員会の指示した修理もしくは相当の損害額を賠償しなければならない。ただし、役員会が止むを得ないと認めた場合には、この限りでない
- 九 集会所の施設、設備、備品類を使用中に、異常・異変などを感じた場合にも速やかに管理責任者や役員に知らせること。

(使用簿への記入と整理)

第12条 使用責任者は集会所使用終了後に「有馬富士区集会所使用簿」に使用の状況を記載し、集会所に備えるファイルに整理するものとする。

(集会所管理運営細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、本会会則第39条前段の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則の施行は、平成20年5月11日の臨時総会承認の日から施行する。

別表（有馬富士区集会所管理運営細則第 10 条の規定による別表）

1. 本細則第 7 条第 1 項の規定に定める使用料は免除する。
2. 前項 1 以外の使用で、本会会則の会員が使用責任者となり会員のみが使用する場合。
  - ① 会員は無料とする
  - ② 冷暖房として、75 円／時間を支払うものとする。
3. 前第 2 項の使用で、本会会則の会員が使用責任者であり、会員以外の者も使用する場合は、300 円／回とする。
4. 上記以外の事項には、区において検討するものとする。
5. 本使用料については、2011 年 3 月 30 日（平成 23 年）遡及して適用する。